

うらやす P-Life

ひとひと
女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす

vol.13

2015年
3月



男女共同参画ニュース
男女共同参画センター《ルピナス》

P-LifeのPとは
Personality (個性・人格)を尊重する
Positive (積極的)な生活に
Plus となる情報紙という意味です。

「子どもを持ちたい」それとも「持たなくてもいい」と思いますか？もし、予期せず妊娠してしまったり、性感染症にかかってしまったりしたときのことを考えたことはありますか？望んでいるのに子どもを授からなかったら…。これらすべて「リプロダクティブヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康/権利)に含まれるもの。今回の『P-Life』では、この「リプロダクティブヘルス/ライツ」を紹介します。

教科書やインターネットの検索
だけでは教えてくれないこと

特集

自分で決める、自分を守る

産む

望まない妊娠

性感染症

誰のものでもない、ワタシのからだと未来のために

産まない

不妊



対馬ルリ子先生が解説

リプロダクティブ
ヘルス/ライツとは
(性と生殖に関する健康/権利)

国連の国際人口開発会議(カイロ、1994年)で提唱された権利。人々が政治的・社会的に左右されず、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、「子どもを持つ」「持たない」「何人持つか」を決める自由を持ち、子どもの数、出産時期を自由に決定し、そのための健康を享受できること、またそれに関する情報と手段を得ることができることが認められています。

自分で「自分の生き方を決める」ということ

子どものこと

望まない妊娠や
性感染症を防ぐこと

不妊を
乗り越えること

自分の人生を決めるのは自分自身。これには、「いつ子どもを持つか」「持たないか」を決めることや、望まない妊娠や性感染症を防ぐこと、子どもを持つための情報や手段を取得することも含まれます。誰にでも起こり得ることだから、あなたと大切なパートナーや家族と一緒に考えてみませんか？

子どもを持つ？ 持たない？

パートナーとの間に子どもをもうけたいと思ったことはありますか？ そんなとき、あなたなら、どうパートナーと話し合いますか？ 20～30代は仕事でもプライベートでも充実し、自分の成長を感じる時。いつ、何人、子どもを持つかを決めるのは、あなた自身です。2人の未来にも関わること。どう感じるか、話し合ってみませんか？



先生から一言 大切なのは「意思決定する力」

子どもを「持つ」「持たない」を決めるのは、個人とカップル、それぞれの権利。この自己決定権は「リプロダクティブヘルス/ライツ」の大切な要素です。そこで重要になるのが、親の意見や、周囲の人がどう思うかにとらわれないこと。最終

的に選ぶのは自分自身です。女性の場合、意思決定に慣れていない人がいるかもしれませんが、「自分の人生を大切にしたい」という強い意思を持って決断する力を高めていくことが必要です。

男女共同参画で「リプロダクティブヘルス/ライツ」が大切な理由

性別に関わらず、一人ひとりの個性や能力を大切に「男女共同参画」に、なぜ「リプロダクティブヘルス/ライツ」が含まれるのでしょうか？ この権利の起こりは、歴史的・社会的に女性が性生活や妊娠・出産、自身の健康に対して十分に決定権を行使できていなかったことに由来します。たとえば、戦時下の日本とられた「産めよ、殖やせよ」という人口政策や、「子どもを産み育てるのは女性の役割」というこれまでの社会通念により、性と生殖に対する個人の自己決定権は政治的・社会的に阻害されてきました。こうした時代を経て、1960年代以降、「『性と生殖に関する健康』は女性の基本的人権である」とする運動が起こるようになりました。そのため、「リプロダクティブヘルス/ライツ」では、性と生殖に関する「男女平等」も謳われています。

これもリプロ 予期せず妊娠したり、性感染症になってしまったら？

準備ができていないのに妊娠してしまったら…？ 予備知識がないままに性感染症にかかってしまったら？ 思わぬことが起きて戸惑ってしまうことがあるかもしれません。そんなとき、あなたやあなたのパートナーはどうしますか？



先生から一言 望まない妊娠や性感染症は深刻な健康問題

医療や教育現場などでの啓発が進み、一般的な避妊方法や性感染症の予防方法などが広く知られるようになってきました。そうは言っても、まだまだ望まない妊娠や性感染症はなくなっていないのが現状です。万が一、そうした事態になった場合、大変なのは経済的負担だけではなく、心身の健康に影響を与えるだけでなく、就職やキャリ

ア形成を含めた人生設計をも左右することがあるのです。「リプロダクティブヘルス/ライツ」の観点からすると、望まない妊娠や性感染症は深刻な健康問題であると言えます。

■人工妊娠中絶件数

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
19359	78267	70872	17714	不詳19

【平成25年度衛生行政報告例の概況】（厚生労働省）（件）

不妊の原因は男女半々



これもリプロ 子どもを望んではいけるけれど…

「大切な相手と家族を築きたい」「今までは仕事ばかりだったけど、そろそろ子どもがほしい」…… そう望んでも子どもができないことがあるかもしれません。「子どもができないのは自分のせい……」「相手はどう思っているんだろう……」と不安にかられることも。どんな困難があっても家族を築いていくのはあなたとあなたの相手自身です。あなたなら、どのように困難を乗り越えていきますか？

先生から一言 医学的な知識に触れる機会を活用して

近年、医療の進歩により、子どもを希望してもかなわないカップルにさまざまな選択肢が増えてきました。また、そのような事態に自分になったときにどうすればいいかを選べる環境も整ってきました。中でも、医療機関などを利用して最新の知識を得るのは有効な第一歩。「リプロダクティ

ブヘルス/ライツ」は生涯にわたって健康を大切にする考え方です。人生という長い視点に立って、「何が自分自身やパートナーとの関係にとって最適か？」を見極めるためにも、医療機関や行政の相談窓口など、さまざまな支援を活用してみてください。

浦安市 特定不妊治療費 助成事業

浦安市では、千葉県の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている方を対象に治療費の助成を行っています。また、男性の不妊検査についても助成を行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

浦安市特定不妊治療費等助成事業

<http://www.city.urayasu.lg.jp/kodomo/ninshin/funin/1005882.html>

専門家に
聞きました

大切なのは 必要な情報と手段にアクセスできること

これも
ライフ

知識を身につけることが大前提

妊娠や出産についての自己決定権を行使するには、自分にどういった選択肢があるかを知らなければなりません。「リプロダクティブヘルス/ライツ」では、その選択肢を知るための情報や手段を得る権利も保証しています。

しかし、日本では性教育に重点が置かれないう傾向が見受けられます。また、家族や同性、同世代の間でも話しづらいことかもしれません。その結果、十分な知識や方策が普及せず、それに対してアドバイスできる人も限られてしまっているのが現状です。

正しい知識は、性暴力や性被害、もしくは性的ないじめを防ぐ上でも必要になるものです。若い世代が「性と生殖」に関する確かな情報を得て、より自分の決定権を高めるようになるには、今の大人世代がオープンに「リプロダクティブヘルス/ライツ」を語り合える環境を整えていくことが大切です。

生涯にわたる健康

— ライフコースアプローチ — のために

妊娠や不妊、出産に関する医療の進歩はめざましいものがあります。そうした中で、今必要とされているのが、女性の生涯にわたる健康を横断的にサポートする仕組みです。これは「ライフコースアプローチ」と呼ばれるもので、近年特に注目されるようになってきました。

女性も、男性も、幼児期から思春期を経て老年期にいたるまで、健康はつながっています。たとえば女性の場合、更年期から老年期に見られる骨粗しょう症や認知症、アルツハイマー病、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）は、それ以前にどのようなヘルスケアを受けてきたかによって、発現の仕方が変わってきます。妊娠・出産を含め、生涯にわたる健康という視点に立って、個人やカップルに最適なヘルスケアが提供される。そんな環境づくりが今求められていると思います。



対馬ルリ子先生

産婦人科医・医学博士
対馬ルリ子女性ライフクリニック銀座院長

周産期学、ウイミンズヘルスが専門。2002年にクリニックを開院。2003年からは女性外来をすすめる会「女性医療ネットワーク」を設立し、全国450名の女性医師・女性医療者と連携して活動。女性の生涯にわたる健康のためにさまざまな情報提供、啓発活動を行っている。

性差医療と女性・男性外来とは？

女性・男性の性差によって、発症する疾患や発症の仕方が異なることがあります。この差を念頭に医療を行うことを「性差医療」と言います。この考えにもとづき、近年増えてきたのが「女性外来」や「男性外来」です。女性と男性の「リプロダクティブヘルス/ライツ」に寄り添った診療や情報提供を行う専門外来を活用してみませんか？

男女共同参画センター《ルピナス》information

男女共同参画センター《ルピナス》では、「相談」・「講座の開催や図書の貸出し等を通じての情報提供」・「市民の交流・ネットワークづくりの支援」をしています。

開所時間

月～金 8:30～17:00
(土・日・祝・年末年始休み)

相
談

女性が抱えるさまざまな問題を自ら解決するための支援をしています。

- 女性のための相談（予約制）
毎週 月・火・木 10:00～16:00 ※このうち3回は 14:30～20:00
第2水・第4金 14:30～20:00
- 女性のための法律相談（予約制・月2回）

人権に関するさまざまな問題について、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。

- 人権相談
毎月 第2月 13:00～15:00

個室で相談が受けられます▶
(※秘密は守られます)

相談室

